

●香川県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年8月17日から同年9月7日まで一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                           |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 高松市香西東町406番1地先<br>から<br>高松市香西東町412番3地先<br>まで | 16.4~20.9       | 59            | 平成30年香川県告示第171号で<br>変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和3年8月17日